

流山市こども家庭センターについて

(令和8年4月に設置予定)

流山市子ども家庭部子ども家庭課

流山市こども家庭センターについて、
現時点での見込みを説明します。

今回の組織改編の内容

①

子ども家庭部内に
「こども家庭センター」
を設置

②

健康増進課の
「親子保健係」
「妊娠・育児サポート係」
をこども家庭センターに
移設し、
「おやこ保健係」
「妊娠・育児
サポート係」を
設置

③

子ども家庭課の
「虐待・DV防止対策室」
及び
「子育て支援係」の
業務の一部を
こども家庭センターに
移設し、
「こども・女性相談係」
「家庭支援係」を
設置

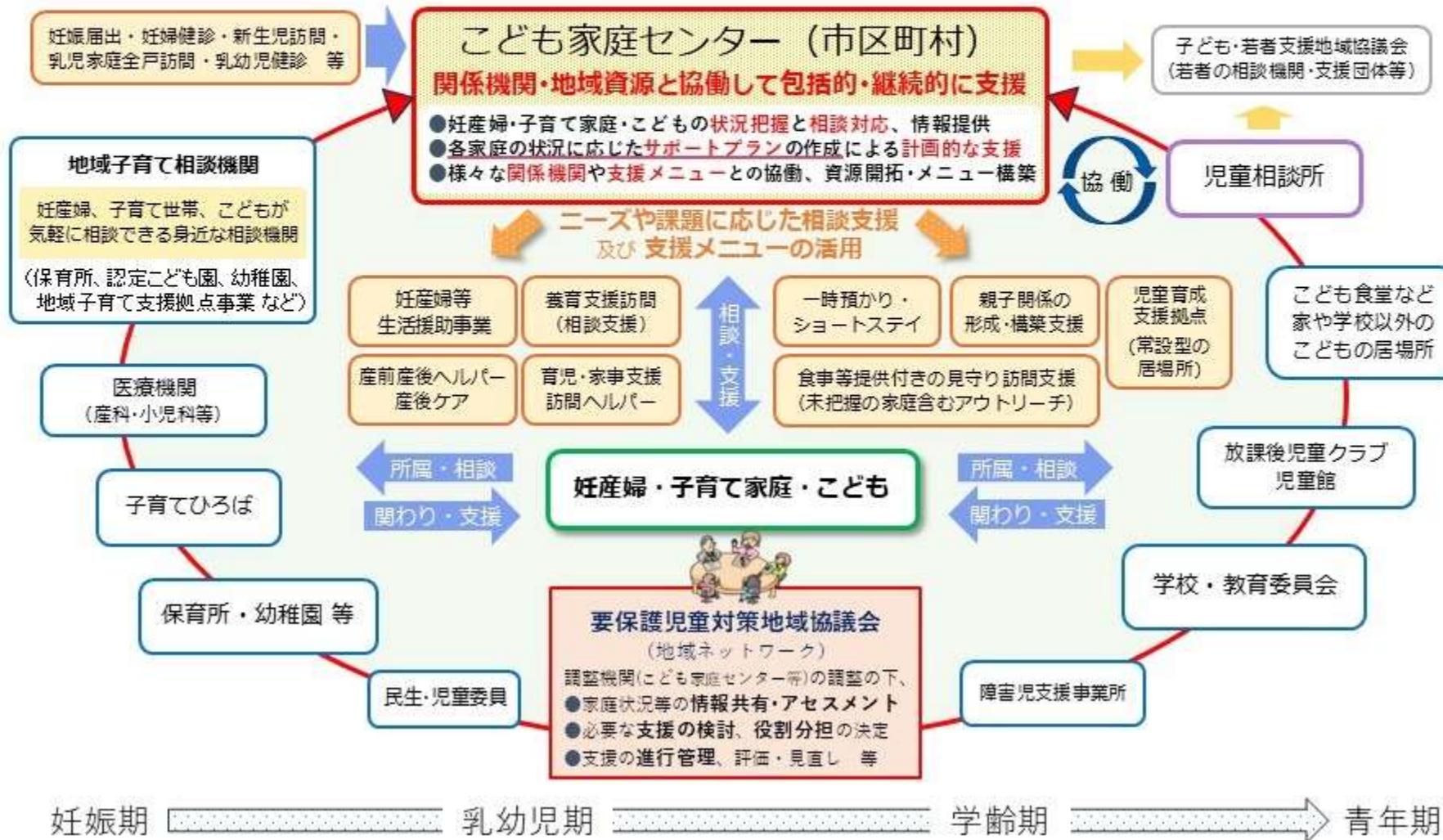
④

子ども家庭部及び
部内の組織名称を変更
「子ども家庭部」から
「こども未来部」へ
部名変更
「子ども家庭課」から
「こども未来課」へ
課名変更
「子ども政策室」から
「こども政策室」へ
室名変更

こども家庭センターを中心とした包括的・継続的支援

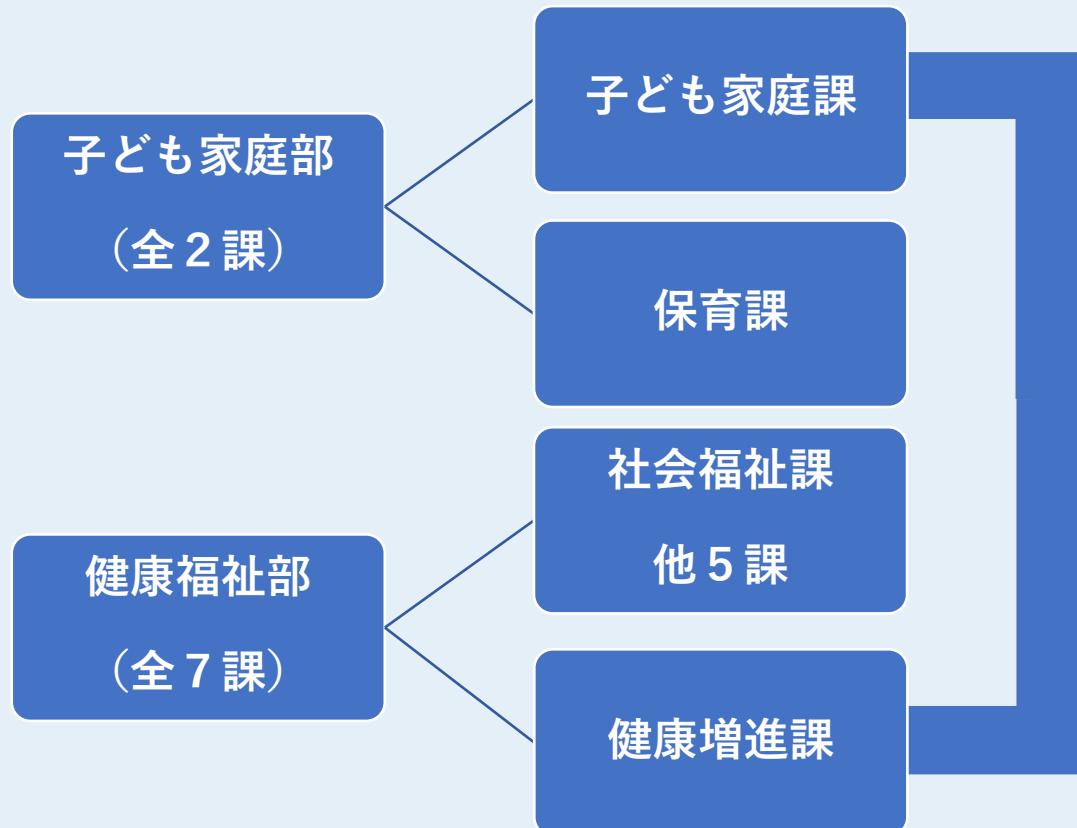
令和4年改正児童福祉法により、市町村によるセンター設置が努力義務化（令和6年4月施行）

- 市町村において、妊産婦や子育て家庭を早い段階から支援して子育てを支える（身近な市町村の強み）
- 市町村にこども家庭センターを設置し、妊娠届や各種健診、様々な関係機関との連携などを通じて早い段階で家庭の困難を把握・支援する中核を担い、**地域全体で継続的に家庭を支える体制を強化**
- 設置率71.2%（R7.5.1）→ 令和8年度までに全市区町村に整備するため開設や運営の経費を補助

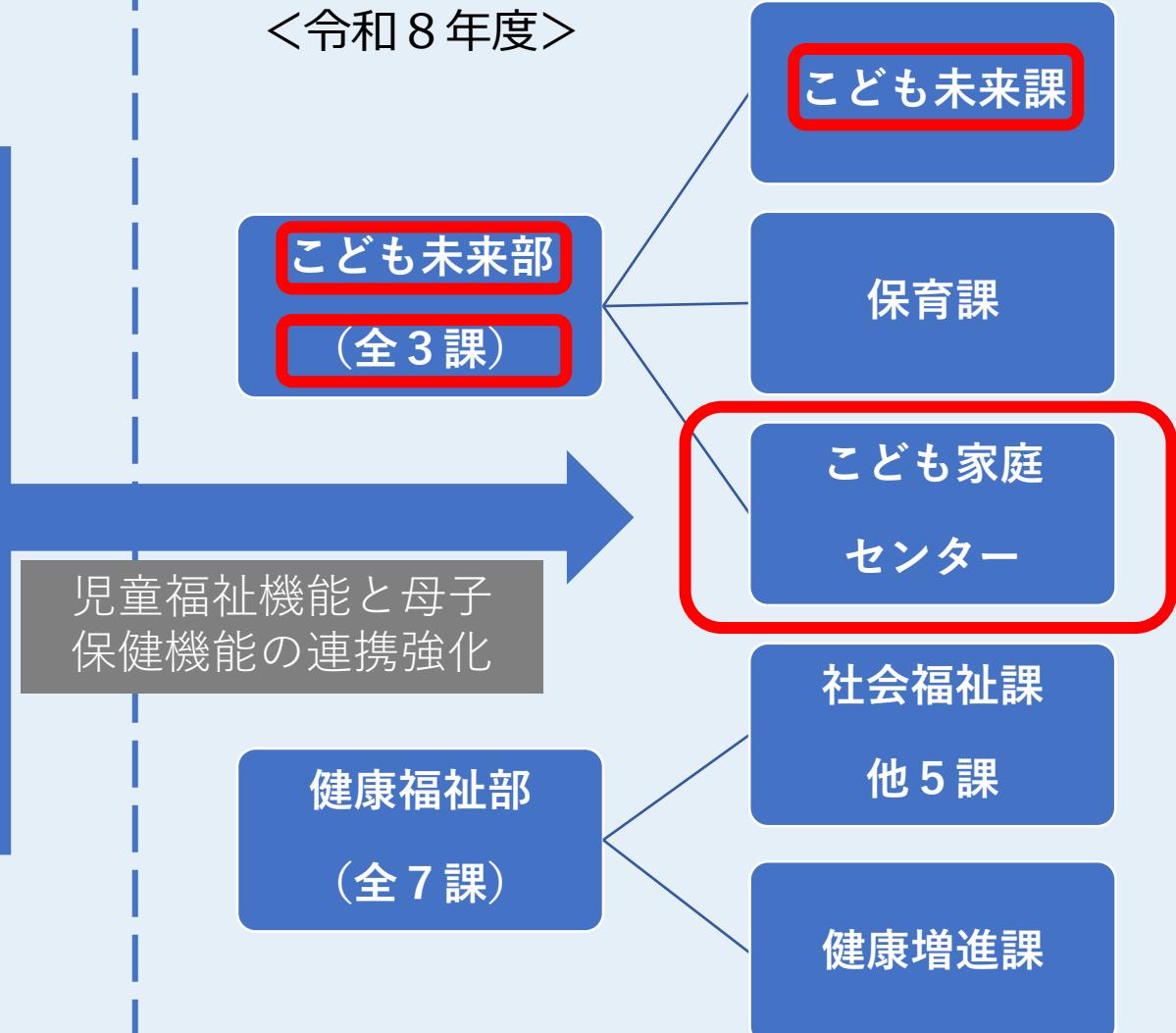


組織体制（部・課）

<令和7年度>

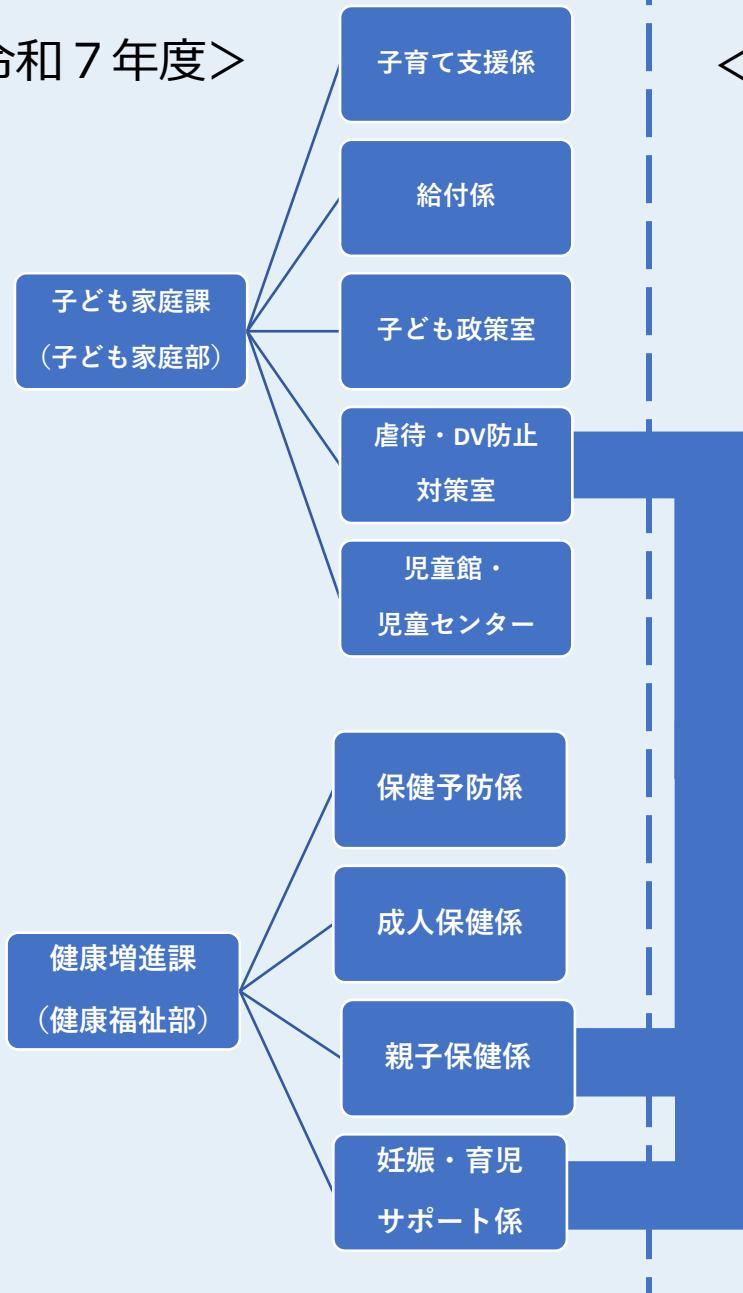


<令和8年度>



組織体制 (課・室・係)

<令和7年度>



<令和8年度>

こども家庭センター設置の主なポイント

①統括支援員による一体的支援のための調整

統括支援員は、こども家庭センター長の下で、実務面においてリーダーシップを執り、業務マネジメントを担う役割を有する。母子保健・児童福祉に係る包括的支援を提供できるように調整等を行う。

②合同ケース会議の開催

合同ケース会議は、母子保健機能・児童福祉機能の双方による支援が必要だと考えられる場合に開催される。開催の判断は統括支援員が行う。

③児童福祉・母子保健の両機能が連携したサポートプランの作成

サポートプランは、支援対象者自身が自らの課題と支援内容を理解し、状況の変化に応じた見直しをすること、また、支援内容等を共有し効果的な支援を実施するためのものである。

組織改編により、母子保健機能と児童福祉機能が連携した一体的なサポートプランの作成が推進される。

④地域の母子保健・子育て支援関係者等との連携

地域全体のニーズ及び既存の地域資源の把握、担い手の発掘・養成、地域内の支援団体と関係機関の相互の横の連携を強めることを通じ、それぞれの支援団体が妊産婦・こどもと子育て家庭の支援を行っていく体制を目指す。